

令和4年第2回神栖市教育委員会定例会議事録

1 招集日時 令和4年2月22日(火曜日)午後5時00分

2 招集場所 神栖市役所5階 501会議室

3 出席委員 教育長 新橋 成夫
教育長職務代理者 本間 敏夫
教育委員 安重 洋介
教育委員 井上 剛
教育委員 伊藤 茂子

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

(事務局)

教育部長	小貫 藤一	教育総務課長	西廣 純一
学務課長	渡邊 丈夫	教育指導課長補佐	伊奈 大輔
文化スポーツ課長	遠藤 隆行	波崎教育事務所長	櫻井 俊吾
中央公民館長	大津 康彦	若松公民館長	加藤 雅子
矢田部公民館長	出沼 弘二	はさき生涯学習センター館長	岩井 京子
中央図書館長	保立 純子	うずも図書館長	長峯 英子
歴史民俗資料館長	成田 芳子		
第一学校給食共同調理場副場長	君和田 美菜子		
第二学校給食共同調理場場長	野口 かおる		

教育総務課長補佐	蓮田 哲也
教育総務課係長	宮川 明恵
教育総務課主事補	池田 真緒

6 案 件

- 日程第1 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名
- 日程第2 議案第5号 神栖市立学校職員の公用車使用に関する要項の一部を
改正する訓令
- 日程第3 議案第6号 神栖市立公民館管理規則の一部を改正する規則
- 日程第4 議案第7号 体育協会の名称変更に係る関係規則の整備に関する規則
- 日程第5 議案第8号 体育協会の名称変更に係る関係告示の整備に関する告示
- 日程第6 議案第9号 市議会定例会提出議案に同意することについて
神栖市附属機関に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第10号 市議会定例会提出議案に同意することについて
神栖市積立基金条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第11号 市議会定例会提出議案に同意することについて
令和3年度神栖市一般会計補正予算（第12号）
- 日程第9 議案第12号 市議会定例会提出議案に同意することについて
令和4年度神栖市一般会計予算
- 日程第10 諸般の報告
- 日程第11 議案第13号 神栖市教育委員会職員の分限処分（休職）について
- 日程第12 議案第14号 神栖市教育委員会職員の退職の承認について
- 日程第13 議案第15号 神栖市教育委員会職員の退職の承認について

7 議事の概要 開 会 午後5時00分
 閉 会 午後6時08分

(1) 会議録署名委員及び会議録作成書記の指名

会議録署名委員 伊藤委員

会議録作成書記 教育総務課長補佐 蓮田

(2) 議 事

教育長 令和4年第2回神栖市教育委員会定例会の開会を宣言する。

教育長 日程第1 会議録署名委員に伊藤委員, 会議録作成書記に蓮田教育総務課課長補佐を指名する。

教育長 日程第2 議案第5号 神栖市立学校職員の公用車使用に関する要項の一部を改正する訓令を議題に供し, 事務局に説明させる旨を述べる。

学務課長 議案第5号について, 提案理由, 内容を説明する。

教育長 議案第5号について, 質疑を求める。

教育長 質疑がないため, 質疑を終結し, 議案第5号について, 原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第5号については, 原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第3 議案第6号 神栖市立公民館管理規則の一部を改正する規則を議題に供し, 事務局に説明させる旨を述べる。

中央公民館長 議案第6号について, 提案理由, 内容を説明する。

教育長 議案第6号について, 質疑を求める。

教育委員 今回の改正中様式第4号には押印を示す印マークがなく, 様式第5号及び様式第6号にはある理由を伺いたい。

中央公民館長 様式第4号については、前年度に見直しを行い、押印を廃止している。様式第5号は許可証であること、様式第6号及び様式第7号については減額・免除の金銭に係る様式であることから、押印を廃止しない旨説明する。

教育委員 体育協会をスポーツ協会に改正するものであるが、その経緯を伺いたい。

文化スポーツ課長 神栖市体育協会は、市町村合併を経て、平成17年8月から活動してきた。近年のスポーツへの関心や期待の高まりを受け、国では平成23年にスポーツ基本法を施行、同27年にスポーツ庁を設立しており、スポーツという文化を後世に継承するため、体育を広義のスポーツという言葉でとらえて、公益財団法人日本体育協会が公益財団法人日本スポーツ協会に同30年に名称変更している。茨城県においても、令和3年4月に公益財団法人茨城県体育協会が、公益財団法人茨城県スポーツ協会に名称変更している。このような動向を踏まえ、市でも市民ひとり・1スポーツのまちのキャッチフレーズのもと、誰もが気軽に楽しめる生涯スポーツ社会の実現に寄与するため、令和4年4月1日から神栖市スポーツ協会に名称変更するものである旨説明する。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第6号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第6号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第4 議案第7号 体育協会の名称変更に係る関係規則の整備に関する規則を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

文化スポーツ課長 議案第7号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第7号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第7号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第7号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第5 議案第8号 体育協会の名称変更に係る関係告示の整備に関する告示を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

文化スポーツ
課長 議案第8号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第8号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第8号について、原案のとおり可決することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第8号については、原案のとおり可決されたことを宣言する。

教育長 日程第6 議案第9号 市議会定例会提出議案に同意することについて 神栖市附属機関に関する条例の一部を改正する条例を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第9号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第9号について、質疑を求める。

教育委員　　これまで、どのような組織で教育振興基本計画を策定してきたのか伺いたい。

教育総務課長　教育振興基本計画は、現在２期まで策定しており、第１期は市民や学識経験者などから構成される策定委員会を設置し、第２期は教育委員会の職員から構成されるワーキング部会を設置して策定した旨説明する。

教育委員　　どのような組織を附属機関として加えたのか伺いたい。

教育総務課長　今回の第３期教育振興基本計画の策定にあたり、必要な事項を協議検討するため、神栖市教育振興基本計画策定委員会を附属機関として設置しようとするものである旨説明する。

教育委員　　審査会、委員会等調停、審査、諮問又は調査のための機関については、今回のように附属機関として条例で規定されたい旨述べた。

教育長　　質疑がないため、質疑を終結し、議案第９号について、原案のとおり同意することを諮る。

（「異議なし」と言う者あり。）

教育長　　議案第９号については、原案のとおり同意されたことを宣言する。

教育長　　日程第７　議案第１０号　市議会定例会提出議案に同意することについて　神栖市積立基金条例の一部を改正する条例を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

学務課長　　議案第１０号について、提案理由、内容を説明する。

教育長　　議案第１０号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第10号について、原案のとおり同意することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第10号については、原案のとおり同意されたことを宣言する。

教育長 日程第8 議案第11号 市議会定例会提出議案に同意することについて 令和3年度神栖市一般会計補正予算(第12号)を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育総務課長 議案第11号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第11号について、質疑を求める。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第11号について、原案のとおり同意することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第11号については、原案のとおり同意されたことを宣言する。

教育長 日程第9 議案第12号 市議会定例会提出議案に同意することについて 令和4年度神栖市一般会計予算を議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

教育部長 議案第12号について、提案理由、内容を説明する。

教育長 議案第12号について、質疑を求める。

教育委員 コロナ禍により行事やイベントが減少しているが、その予算で教育施設の補修等を集中的に実施できないか伺いたい。

教育部長 予算編成にあたり、各部署から提出された歳出予算の要求額が歳入を大きく超えるものであったため、財政担当により歳出予算の削減を行った結果が議案の一般会計予算案である旨説明する。

教育長 質問のとおり補修等を実施したかったが、コロナ禍により教育予算についても厳しいものとなっており、プール等を除き、全体的には減となっている。例えば中学生の海外派遣については、コロナ禍により実施が危惧されることから削減されているが、給食費の無償化は盛り込まれている旨説明する。

教育委員 教育センター管理運営事業において1000万円ほど予算が増えている理由についてと、いじめ問題対策事業において設置されているいじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題調査対策委員会、いじめ問題再調査委員会の開催状況を伺いたい。

教育指導課長
補佐 教育センターは令和3年10月から運営を開始しているが、令和3年度予算は運営開始前の状態で編成されているため、人件費、施設管理、備品等について、所管の教育指導課の教育センター管理運営事業以外の事業や教育総務課及び学務課の別部署に計上されているものが存在する。令和4年度予算編成にあたり、教育センター管理運営事業に集約したことにより増となった旨説明する。

教育長 いじめ問題対策連絡協議会については、コロナ禍のため、2度書面により開催している。いじめ問題調査対策委員会及びいじめ問題再調査委員会については、調査の対象となる事件が起きていないため諮問されていない旨説明する。

教育委員 コロナ禍により当分の間経済活動は回復しないと思われるが、給食費の無償化は維持されるのか伺いたい。

教育部長 コロナ対策の一環として行っているものであり、来年度無償化しようとするものである旨説明する。

教育長 質疑がないため、質疑を終結し、議案第12号について、原案のとおり同意することを諮る。

(「異議なし」と言う者あり。)

教育長 議案第12号については、原案のとおり同意されたことを宣言する。

教育長 日程第10 諸般の報告について、事務局より報告事項について説明を求める。

教育部長 令和4年第1回市議会定例会について報告する。

中央公民館長 インターネット予約開始のお知らせについて報告する。

教育総務課長 3月の教育委員会行事予定について報告する。

教育長 質疑がないため、諸般の報告を終了する。

教育長 次回の令和4年第3回教育委員会定例会は、3月23日(水曜日)午後5時00分から神栖市役所5階 501会議室において開催する旨を伝える。

教育長 日程第11 議案第13号から日程第13 議案第15号までについては、人事案件のため教育部長及び教育総務課職員以外の退室を求める。

教育長 本日の日程において、日程第11 議案第13号から日程第13 議案第15号までについては、人事案件であるため、神栖市教育委員会会議規則第12条に基づき、会議を公開しないことについて賛成委員の挙手を求める。

(出席委員 全員挙手)

教育長 出席委員全員賛成のため、日程第11 議案第13号から日程第13 議案第15号までについては会議を公開しないことと決定する。

教育長 日程第11 議案第13号 神栖市教育委員会職員の分限処分(休職)についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

【非公開】

教育長 日程第12 議案第14号 神栖市教育委員会職員の退職の承認についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

【非公開】

教育長 日程第13 議案第15号 神栖市教育委員会職員の退職の承認についてを議題に供し、事務局に説明させる旨を述べる。

【非公開】

教育長 本日の日程についてすべて終了したことを宣言し、令和4年第2回神栖市教育委員会定例会の閉会を宣言する。

次回教育委員会の予定

令和4年3月23日 午後5時00分から

神栖市役所5階 501会議室

神栖市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により署名する。

令和4年3月25日

会議録署名者

教育長

新橋成夫

委員

伊藤茂子